令和7年度　第1回長野県発達障がい者支援対策協議会　次第

日　　時：令和７年５月 15 日（木）　15：00～17：00
開 催 方 法：ハイブリッド方式
参 集 会 場：信州大学医学部医学科第１会議室
オンライン：Zoom　ID　991 4786 7741
　　パスコード　0515

１　開　　会

２　あいさつ

３　自己紹介

・委員

・協力部会員等

・事務局

４　協議事項

（１）　会長の選出

（２）　部会長の選出

（３）　部会員の選出

（４）　長野県発達障がい者支援対策協議会等について

（５）　各部会の活動状況及び方針について

①　連携・支援部会

②　自立・就業部会

③　普及啓発部会

④　診療体制部会

５　その他

・長野県発達障がい情報・支援センター「といろ」の取組

・委員の皆様から一言

６　閉　　会

【第２回協議会　令和８（2026）年２月５日（木）15 時～17 時　　オンライン開催を予定】

令和7年度　長野県発達障がい者支援対策協議会　委員名簿

【委　員】　　（敬称略）

No.	氏　名	所　属　等	分野
1	本田　秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室　教授	医療
2	稲葉　雄二	長野県立こども病院　病院長	医療
3	新保　文彦	長野県自閉症協会　代表	家庭・福祉
4	高橋　知音	信州大学学術研究院教育学系　教授	教育
5	宮尾　彰	一般社団法人ぷれジョブ　理事	就労
6	宮林　麻里	みやばやしこどもクリニック　院長	医療
7	守屋　康子	長野県花田養護学校　教諭	教育
8	小林　千里	安曇野市立豊科北小学校　教諭	教育
9	牛山　えみ子	児童発達支援センターこの街きっず学園　園長	福祉
10	鋤柄　喜美子	飯田市こども発達センターひまわり　療育コーディネーター	福祉
11	田中　雄一郎	社会福祉法人山形村社会福祉協議会　常務理事・事務局長	福祉
12	上條　智公	松本市こども若者部こども発達支援課　保健師	行政・医療
13	小林　美由紀	長野県スクールカウンセラー/豊野高等専修学校　相談顧問	福祉・教育
14	柳澤　潤子	親の会「らっこの会」 会長	家族
15	佐々木　貴弘	長野少年鑑別所　首席専門官	司法
16	影沢　雅彦	ディーキャリア長野オフィス　職業指導員・介護福祉士	公募

令和7年度　長野県発達障がい者支援対策協議会　参加者名簿

【発達障がい情報・支援センター】

No.	氏名	役職	備　考
1	宮内　かつら	副センター長	

【発達障がいサポート・マネージャー】

No.	圏　域	氏　名	所　属	備　考
1	佐久	矢島　克美	社会福祉法人　小諸学舎	
2	上小	佐藤　永寿子	上小圏域障害者総合支援センター　ウィング	
3	諏訪	茅野　進	諏訪圏域障がい者総合支援センター　オアシス	
4	上伊那			（調整中）
5	飯伊	堀内　克敏	飯伊圏域障がい者総合支援センター　ほっとすまいる	
6	木曽	武居　竹生	NPO法人　コスモス	
7	松本	新保　文彦	社会福祉福祉法人　信濃の郷　松本連絡所	委員兼務
8	大北	二木　むつみ	大北圏域障害者総合支援センター　スクラム・ネット	
9	長野	岸田　隆	社会福祉法人　森と木	
10	北信	坂爪　麗子	北信圏域障害者総合相談支援センター　ぱれっと	

【ニューロダイバーシティ推進員】

No.	圏　域	氏　名	所　属	備　考
1	中南信	松田　佳大	発達障がい情報・支援センター	
2	東北信	奥村　和枝	社会福祉法人　森と木	

【療育コーディネーター】

No.	圏　域	氏　名	所　属	備　考
1	大北	田中　理恵	大北圏域障害者総合支援センター　スクラム・ネット	

令和7年度　長野県発達障がい者支援対策協議会　事務局名簿

No.	所　属		役　職	氏　名	備　考
1	健康福祉部	疾病・感染症対策課	副参事兼課長補佐兼 心の健康支援係長	中島　広介	
2			保健師	山嵜　夏季	
3		障がい者支援課	課長補佐兼 共生社会推進係長	大井　千明	
4	産業労働部	労働雇用課	主事	市川　祐介	
5	教育委員会事務局	特別支援教育課	主任指導主事	高坂　秀明	
6		高校教育課	主任指導主事	山﨑　修史	
7		学びの改革支援課	指導主事	掛川　由加子	
8		心の支援課	指導主事	渡邉　武志	
9		義務教育課	指導主事	濱　敦	
10	長野県警察本部	生活安全企画課	総合犯罪防止対策室 課長補佐	関　昌敏	
11	発達障がい情報・支援センター		専門員	傳田　裕美	
12	県民文化部	県民の学び支援課	私学指導主事	小林　孝次	
13	県民文化部 こども若者局	こども若者局長		酒井　和幸	
14		こども・家庭課	保育係主事	仲條　正祥	
15		次世代サポート課	課　長	馬場　武親	
16			次世代支援係長	玉井　慎市郎	
17			主事	駒村　知明	
18			主事	松村　健太郎	
19			青少年指導主事	大日向　洋介	

発達障がい者支援対策協議会　年表

●協議会の取組み　〇県の取組み　◎協議会以外の動き

次世代サポート課

	平成17年度	平成21年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年→令和元年度	令和２年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
全体の動き	発達障害者支援体制整備検討委員会　設置	発達障がい者支援対策協議会　設置	◎発達障害者支援のあり方検討会 →提言内容のうち協議会での検討事項 ・サポマネの養成カリキュラムの作成、研修の実施方法 ・個別支援ノートの運用方法や様式モデル ・アセスメントや支援手法 ・啓発用テキストの作成、啓発活動の連携	◎障害者プラン2012 ◎長野県特別支援教育推進計画 ●発達障がい者支援対策協議会に４部会を設置	◎長野県次世代サポートプラン ◎長野県総合５か年計画			◎障害者差別解消法施行 〇サポマネから協議会へ提言「県内の発達障がい（児）者支援の現状と課題」サポマネWGの検討から	●協議会体制の見直し検討 ・教育委員会との連携が必要な「連携推進」「支援力向上」を統合 ・「自立・就業」支援を担当する部会を新設 ●協議会として「医療と教育と福祉の合同研修会」を開催	◎障害者プラン2018 ◎こども・若者支援総合計画（H30~R4） ◎長野県第2次特別支援教育推進計画				◎委員改選（令和６年度末まで） 〇発達障がい者支援センターのあり方について運営委員会で協議 ◎「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」制定	◎こども・若者支援総合計画（R5~R9） ◎委員一部交替（令和６年度末まで） ◎長野県第3次特別支援教育推進計画	◎協力部会員一部交替（大北圏域サポマネ） ◎委員改選準備
事務局	健康づくり支援課			健康長寿課		保健・疾病対策課				次世代サポート課					長野県発達障がい情報・支援センターが共同事務局	
部会				支援体制部会 ●サポマネ養成のカリキュラム作成 ●サポマネ養成、認定（上小・上伊那・松本・長野）H25年度より活動開始	●サポマネ養成、認定（佐久、諏訪、大北、北信）H26年度より8圏域体制	●サポマネ養成、認定（飯伊、木曽）H27より１圏域１名体制。 ●サポマネ事業評価（アンケート調査）を実施（対象：各領域の支援者、当事者家族等）←評価の時期には早く、存在意義を広めるとき（本田Dr.） ●情報共有ファイルについてアンケート調査	●アンケートを踏まえて「情報共有ファイル」を「わたしの成長・発達手帳」に改訂。ガイドラインの作成。 ●「市町村サポート・コーチ」による手帳の普及を位置づけ 〇手帳の普及説明会（長野、松本）	連携推進部会 〇サポマネとの意見交換 〇サポマネWG(ワーキング・グループ）による自主研修会	●高校との連携 ・課題と現状の洗い出し ・教員への支援事業所の周知（提案）	連携・支援部会 ●「信州型ユニバーサルデザイン」に関する助言 ●LD支援や高校での合理的配慮について県教委と意見交換 〇保育士の対応力向上研修で研修前の事前のガイダンスを取り入れた	●適切に合理的配慮を受けるための情報共有等について医療と教育の連携を提案	●サポマネの普及及び業務の見える化のため、リーフレット及びガイドブックを作成 ●診療体制部会との合同部会の開催。「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」リーフレットを作成。	●診療体制部会との合同部会の開催。「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」別添資料として「高校入試のおける合理的配慮の申請フロー」リーフレットを作成。	●診療体制部会との合同部会の開催。学校から医療機関への情報提供のための共通様式を作成 ●「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」「高校入試のおける合理的配慮の申請フロー」リーフレットの周知（市町村教育委員会経由小中学校、高等学校へ）	●「学校から医療機関への学習に関する情報提供票」、記入例、Q&A添付して学校、医療機関（基幹病院、診療医・専門医）に周知。 ●「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」「高校入試のおける合理的配慮の申請フロー」リーフレットの再周知（市町村教育委員会経由小中学校へ）	●診療体制部会との合同部会の開催。発達障がい等に係る諸検査等の実施状況について調査実施。 ◎発達障がい情報・支援センターによる発達障がい支援者アセスメント研修会の実施
				専門技術部会 ●「長野県版発達障害者支援のための情報共有ファイル」の作成 ●全分野の支援者が共通して使えるアセスメントや支援技法を検討（M－ＣＨＡＴを採用） 〇アセスメント研修 ・M－ＣＨＡＴ導入状況(導入済み20/77)	●乳幼児健診でのスクリーニング後のフォローの在り方の検討 ●ＬＤアセスメントツール導入の検討 ●情報共有ファイルの周知方法の検討、運用マニュアルの作成 〇アセスメント研修 ・M－ＣＨＡＴ導入状況（導入済み21/77）	●スクリーニング後のフォローとしてペアトレプログラム改訂 ●ＬＤアセスメントツール導入の検討 〇アセスメント研修 ・M－ＣＨＡＴ導入状況（導入済み34/77） 〇情報共有ファイルの周知（福祉系職員研修、療育部会等）	〇アセスメント研修 ・M－ＣＨＡＴ導入状況（導入済み48/77　他ツール7/77） 〇発達障がい家族支援研修 〇LD児に関する調査の実施（県教委）	支援力向上部会 ●市町村が早期発見・早期支援がしやすい仕組みづくりを検討 ●ＬＤの理解について教育委員会と連携 〇アセスメント研修会 ・M－ＣＨＡＴ導入状況（導入51/77　他ツール６/77） 〇発達障がい家族支援研修会	〇アセスメント研修会 ・M－ＣＨＡＴ導入状況（導入56/77　他ツール４/77） 〇発達障がい家族支援研修会 〇発達障がい実態調査の実施、特別支援教育推進計画について（県教委）	自立・就業部会 ●就労にたどり着くことが困難で、福祉の枠にも収まらない者を対象とした、社会参加や自己肯定感を高めるための“抵抗感なく参加できる場”と相談へつなげる体制について検討	〇県事業としてH31より県内４ヵ所のサポートネット事務局に居場所を設置	●サポートネット事務局に置いた居場所の確認（地区別懇談会にて）。地域ごとの居場所の在り方の模索。	●当事者（手帳未取得や各種サービスからもれる方を含む）をサポートする仕組のあり方を議論。各地域に「発達障がいとその周辺の方々」を支援する機能をもつセンターの設置を提案	●司法分野における発達障がいの理解促進の検討 （整理された論点） ①逮捕前の非行・罪を犯すおそれのある人への予防的対応 ②逮捕後の当事者に対する再犯防止を含む社会適応への働き掛け ③逮捕時に発達障がい等の特性が理解されずに不利益を被る方への支援	●生活・就労アセスメントツール策定に向けた協議	●コミュニケーションシート策定に向けた協議
				普及啓発部会 ●サポーター養成講座のテキスト、シナリオ作成。講座試行 ●発達障がい者支援シンボルマーク制定 〇ペアレント・メンター養成（初年度38名養成）	〇サポーター養成講座（受講者累積2557名） 〇ペアレントメンター養成（27名養成し延べ61名） 〇世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間（JDDネットと協力した「結」プロジェクト開催）	●サポーター養成講座のテキスト及びシナリオ一部修正 ●ペアレントメンター要綱の改正、ガイドラインの作成 〇サポーター養成講座（受講者累積5319名） 〇ペアレントメンター養成（17名養成し延べ78名）	●サポーター養成講座についてアンケート調査の実施　→時間が長い、周知強化 〇サポーター養成講座（受講者累積6825名）	普及啓発部会 ●サポーター養成講座のテキスト改訂に着手 ●ペアレントメンターのフォローアップについて検討 〇サポーター養成講座（受講者累積8160名）	●サポーター養成講座の短縮版テキスト・シナリオ作成 ●ペアレントメンターのチラシを作成 ●わたしの成長・発達手帳の普及方法の検討 〇サポーター養成講座（受講者累積10376人） ●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会	普及啓発部会 ●サポーター養成講座について ・テキスト・シナリオに災害に関するページを追加 ・名称変更「発達障がいを知ろう」 〇サポーター養成講座（受講者累積12,834名） ●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会	●サポーター養成講座について ・講師育成、質の維持が可能な仕組みについて検討 ・教員の講座受講強化について検討 〇サポーター養成講座（受講者累積14,883名） ●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会	●サポーター養成講座の講師養成等見直し ●WEB版サポーター養成講座検討開始 〇サポーター養成講座の講師養成等の見直しに伴い実施要綱の改正 〇サポーター養成講座（受講者累積15,485名） ●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会	●啓発動画「発達障がいを知ろう」の「基礎編」「体験編①」の作成 ●子どもへの啓発についてアンケートを実施 ●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会	●発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会 ●発達障がい者サポーター養成講座のテキストの軽微な変更 ●発達障がい啓発週間の取組検討、実施（アルクマ＆結のピンバッチ作成、知事と本田会長の対談動画の配信） ●発達障がい者サポーター養成講座のあり方、ペアレントメンターの活用について協議 ●長野県発達障がい情報・支援センターとの役割分担の明確化	●発達障がいペアレント・メンターの活用についての協議 ●発達障がいサポーター養成講座のありかについての協議（テキストの見直しをグループワーク形式で実施） ●発達障がい啓発週間（4/2~4/8）の取組のアイデア出し
				診療体制部会 ●連絡会を通した地域の体制整備について検討 〇発達障がい診療地域連絡会	〇発達障がい診療地域連絡会	〇発達障がい診療地域連絡会	●診療医の研修会を企画 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療医研修	診療体制部会 ●「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」について検討 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療医研修	●「発達障がい診療人材育成事業」について検討 ●「子どもの心の診療ネットワーク事業」について提案 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療医研修	診療体制部会 〇発達障がいかかりつけ医研修←「発達障がい診療医研修」から改名 〇発達障がい診療地域連絡会 〇県が信州大学医学部附属病院に委託する形で「発達障がい診療人材育成事業」を開始 ・4月から「子どものこころの発達医学教室」を開設	〇発達障がいかかりつけ医研修 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療人材育成事業	●連携・支援部会との合同部会の開催。「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」リーフレットを作成。 〇発達障がいかかりつけ医研修 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療人材育成事業	●連携・支援部会との合同部会の開催。「LDのお子さんに対する支援　早めの気づき適切な学び」別添資料「高校入試における合理的配慮の申請フロー」のリーフレットを作成。 〇発達障がいかかりつけ医研修 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療人材育成事業	●連携・支援部会との合同部会の開催。学校から医療機関への情報提供のための共通様式を作成 〇発達障がいかかりつけ医研修 〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がい診療人材育成事業	〇発達障がい診療地域連絡会 〇発達障がいかかりつけ研修医 〇発達障がい診療人材事業 ●「学校から医療機関への学習に関する情報提供票」、記入例、Q&A添付して学校、医療機関（基幹病院、診療医・専門医）に周知。	〇発達障がい診療地域連絡会 （委託先：県立こども病院→信大医学部附属病院） 〇発達障がいかかりつけ医研修 〇発達障がい診療人材育成事業 ●連携支援部会との合同部会を開催。発達障がい等に係る諸検査等の実施状況調査を実施 ・部会へ精神科医の参画

拡 発達障がい者支援事業

県民文化部こども若者局次世代サポート課

令和７年度 予算額	92,062 千円	国補 39,030 千円 諸収入 939 千円 一般財源 52,093 千円
令和６年度 予算額	79,666 千円	国補 39,832 千円 諸収入 539 千円 一般財源 39,295 千円

１　目的

多様な発達特性を持つ子ども・若者の社会的自立を支援するため、相談・支援体制を整備するとともに、困難を抱える若者の離職防止や就労を促進する。

２　現状と課題

○　教員等の知識と対応力のばらつき、発達障がい者の自立・就業先の拡大、当事者やその家族へのフォローや理解不足などの課題がある。

○　医療、福祉、教育、就労など、支援機関同士の連携体制を強化し、全てのライフステージに通じた切れ目のない一貫した支援が受けられる体制づくりが求められている。

○　ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）の考え方が企業をはじめ一般に浸透していない。若者の社会参画や多様な人材の労働参加が促進される、寛容な社会づくりのためには、既存事業の枠組みだけでは難しく、発達特性に特化した支援が必要である。

３　事業内容

（１）発達障がい者支援体制整備（1,073 千円）

○　「長野県発達障がい者支援対策協議会」を運営し、医療、福祉、教育、行政等の関係者で発達障がい者への適切な支援のあり方を検討

○　４つの部会（連携・支援部会、自立・就業部会、普及啓発部会、診療体制部会）を設け、課題の解決に向けた支援策を協議

（２）発達障がい情報・支援センター設置（8,999 千円）

○　発達障がい者及びその家族への情報発信や相談支援、研修会等への講師派遣、専門的知識を有する支援人材の育成、発達障がい専門の支援プログラムの開発等を実施

【委託先：信州大学医学部附属病院】

（３）発達障がいサポート・マネージャー配置（67,990 千円）

○　発達障がい者やその家族への一貫した連携体制を構築するため、分野・年代を越えて、各地域の実情に応じた支援者支援を実施

【県内 10 圏域に１名ずつ配置】

（４）新 多様な発達特性を有する若者の就労促進（14,000 千円）

○　ニューロダイバーシティ推進員を県内２地域に各１名配置し、以下の取組を実施

・企業からの相談（発達特性を有する従業員の離職防止・就労促進に係るもの）に助言等を実施

・ニューロダイバーシティに取り組む企業の普及拡大に向けて、好事例の共有・横展開や、企業向けシンポジウム・研修会等を開催

新　多様な発達特性を有する若者の就労促進事業

こども若者局次世代サポート課

1　趣旨

発達特性等の困難を抱える若者の社会的自立や就労促進・定着につなげるため、ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）の考え方の理解浸透を図る。

2　現状・課題

・ニューロダイバーシティの考え方が企業をはじめ一般に浸透しておらず、特に発達障がい者や発達に特性を抱える若者の社会参加や就労が限定的となっている。
・障がい手帳等が交付されない限り、就労等の支援が行われにくい。

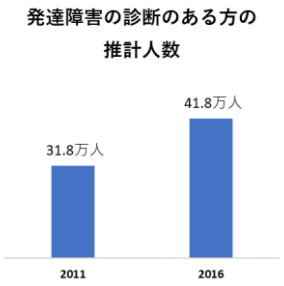

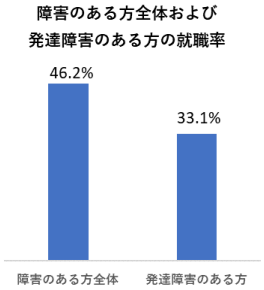

発達障害の診断のある方は増加しているが、**発達障害のある方の就職率は、障害のある方全体と比べて低い。**

【出典】イノベーション創出加速のためのデジタル分野における「ニューロダイバーシティ」の取組可能性に関する調査
（経済産業省　令和４年３月）

・発達障がいを病気と捉えるのではなく、神経学的な「個性」と捉えるニューロダイバーシティの社会づくりが必要。【参考：本田医師と阿部知事の対談記事】
・若者の社会参加・多様な人材の労働参加が促進され、寛容な社会づくりのために、既存事業の枠組みだけでは担保できない、ニューロダイバーシティの概念に特化した支援が必要。
・民間での障がい者への合理的配慮義務化や、法定雇用率引き上げ（従業員40人以上：現行2.5%→2026年7月～ 2.7%）による、多様な人材需要の増（発達障がいを含む精神障がいの今後の雇用増）。

3　事業内容

次の業務を行うため、「ニューロダイバーシティ推進員」を<u>県内２地域に各１名配置</u>（民間事業者、医療機関等への配置を想定）する。

（１）企業への助言支援　企業（経営者、人事担当）からの発達特性を持った従業員の<u>**離職防止**</u>・就労促進に関する相談に助言等

（２）ﾆｭｰﾛﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨに取り組む企業の普及拡大　好事例の共有・横展開、企業向けｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ・研修会の開催などにより、ﾆｭｰﾛﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨに取り組む企業の普及拡大

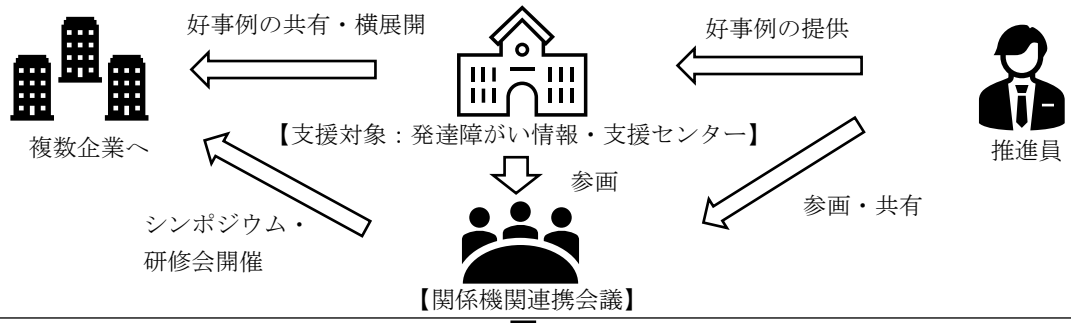

多様な発達特性を持つ若者の<u>**離職防止**</u>・就労促進、多様な人材の労働参加に取り組む企業の増加

4　予算額

14,000千円

令和７年度　長野県発達障がい者支援対策協議会

連携・支援部会　令和７年度の方向

部会長　高橋　知音

１　令和６年度の取組

（１）リーフレット（「早めの気づき適切な学び」）に関わる議論

・「早めの気づき適切な学び」リーフレットの周知の継続と活用状況の把握

→高校入試における合理的配慮について、中学校からの申請が増えている。高校教育課へ直接保護者や中学校教頭からの問合せもある。高校入試では合理的配慮ができないという誤解を払拭していきたい。

→LD について、小学校ではだいぶ理解が浸透してきた印象がある。小学校で活用している単元テストはルビのあるものが販売されており、市町村によっては全校で活用しているケースもある。中学校では、評価の関係からか、学校ごとの差があるように思う。

・学校教育において合理的配慮を推進するための具体的な手立てについて

→学校全体でどう取り組んでいくかの周知が足りていない。基礎的環境整備の認識を広げることが必要。

（２）アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論

・「学校から医療機関への学習に関する情報提供票」の周知の継続と活用状況の把握

→これまでのリーフレットの中で最も教員が活用しやすいものとなっているという情報あり。担任が子どもの学習面での困りごとに気づくきっかけとなっている。通常学級に在籍する児童生徒を病院へ繋ぐ際に、教頭が活用しているというケースもあり。

・発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり

→県内において、教育・医療・福祉の専門機関に勤務し、心理検査に携わる方等を対象とした K-ABCⅡ・WISC-Ⅴの実施にかかわる研修会の開催

・心理検査等の実施に関わる実態把握の方法の検討

→発達障がい等に係る諸検査等の実施状況について調査実施

県内全市町村発達障がい担当課対象　（調査対象年度：令和５年度）

県内障害福祉圏域 10 圏域 15 市町と発達障がい地域診療病院 11 病院対象

（調査対象年度：令和５年度）

・医療機関における検査や診断結果を学校へ情報提供する際の効果的な方法の検討（診療体制部会との合同部会）

２　今後の方向性

・本部会は教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、以下の議論を継続。

○合理的配慮の理解を進めるための具体的な対策

○アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論の継続協議

３　令和７年度取り組むべきこと

・合理的配慮の理解を進めるための具体的な方策の実施

→学校ごとの配慮の実態把握・理解浸透を目的とした、基礎的環境整備に係る調査

→高校入試における合理的配慮に関わる課題の共有と部会としてできることの協議

・アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論

→発達障がい等に係る諸検査等の実施状況調査結果の考察と具体的な施策の検討

→発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり

→医療機関における検査や診断の結果の学校への情報提供、フィードバックについて診療体制部会との合同部会で行う。

令和７年度　長野県発達障がい者支援対策協議会

自立・就業部会　令和７年度の方向

部会長　宮尾　彰

１　令和６年度の取組

部会を４回開催し、当事者が自身を客観的に見つめなおし、相談のきっかけとすることを目的としたコミュニケーションシート（以下、「シート」という。）を作成することとした。

令和６年度はシートの内容について重点的に議論したとともに、協力部会員の発達障がいサポート・マネージャー（以下、「サポマネ」という。）の所属する事業所において活用した。

【令和６年度の活用について】

〇シートの内容

別紙のとおり

※ 医学的な「発達障害」の診断をするものではなく、コミュニケーションのきっかけとなる媒体であることに留意

〇対象者

サポマネが所属する事業所に相談に来た思春期年代の若者

〇活用方法

事業所職員との１対１の場面（面談等）において、質問項目についての具体的な場面を質問するなど、フォローしながら記入

２　今後の方向性

・昨年度まで議論したシートについては、サポマネ事業所での活用状況を踏まえ、内容や活用方法の見直しの必要があれば議論していきたい。

・ニューロダイバーシティ推進員の部会への参画を受け、「就労」に焦点を当てた新たなテーマを抽出し、それらに基いて議論していきたい。

３　令和７年度に取り組むべきこと

（１）シートについて

サポマネ事業所での活用状況を把握し、必要に応じて内容や活用方法の見直しを行う。

（２）「就労」について

「就労」に焦点を当てたテーマを部会の中で抽出し、議論を重ねる。

別紙

自己理解のためのコミュニケーションシート

このシートは、自分にもともとある特性を知ることで、日常生活が少し楽になったり、気持ちが少し軽くなったりすることを目的にしています。答えは一つではなく、あなたが感じているままを答えても構いません。何が優れていて、何が劣っているのかを調べるものではありません。あまり考え過ぎずに、自分に当てはまると思う項目に〇を付けてください。

番号	質 問 項 目	当てはまると思ったら「〇」
1	他人がルールを破っているのを見ると許せない気持ちになる	
2	自分の思い通りにいかないとイライラした感情が抑えられない	
3	文化祭や修学旅行などのいつもと違う日課は苦手だ	
4	急な予定変更は苦痛に感じる	
5	何かやりたいことをやり始めると時間を忘れて集中する	
6	小さい頃の失敗や辛かったことを思い出して苦しくなることがある	
7	自分の弱いところや心配なことがあっても先生や友達に相談できない	
8	何かうまくいかないと「自分が悪い」と自分自身を責めてしまう	
9	「自分には価値がない」と感じて、自信をなくすことが多い	
10	この先のことや将来のことが不安で、悲観的な気分になるときがある	
11	入学式や卒業式などの式典でじっとしているのは苦手だ	
12	思い立ったら考えるより先に行動にうつす方だ	
13	思いつくとすぐに発言したり、相手の話の途中でも話したくなったりする	
14	順番を待っている時間は苦痛だ	
15	スケジュール管理が苦手で約束や締め切りを守れないことが多い	
16	物をどこに置いたかを忘れて探し物をしていることが多い	
17	忘れ物をしてしまうことが多い	
18	使った物をきちんと元の場所に戻すなどの整理整頓は苦手だ	
19	自分の意見を発表しているときに頭の中が混乱してしまう	
20	何か物事をひとつずつ片づける前に別のことを始めてしまう	

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課
長野県発達障がい者支援対策協議会

令和７年度　長野県発達障がい者支援対策協議会

普及啓発部会　令和７年度の方向

部会長　新保文彦

１　令和６年度の取組【既存活動の見直しがテーマ】

（１）発達障がいペアレント・メンターの活用についての協議

・発達障がいペアレント・メンター事業の課題（養成、フォローアップ研修、活用の場など）について、他県の取組状況や各圏域の実態等を参考に解決策の意見を出し合う

（２）発達障がいサポーター養成講座のあり方についての協議

・発達障がい者サポーター養成講座の課題を共有し、テキストの内容、講座の開催方法、講座の周知について意見を出し合う

・今後は、短縮版（45 分バージョン）にて講座を行っていく方向となったため、90 分バージョンの講座の良さを活かしながら、短縮版のテキストの見直しをグループワーク形式で実施

（３）発達障がい啓発週間（4/2～4/8）の取組のアイデア出し

発達障がい啓発週間（4/2～4/8）の取組について、主に以下のアイデアが出された

・松本城のブルーライトアップ

・アルクマの活用

・対談動画第２弾

・自閉症の人にスポットライトがあたる機会を設ける

・当事者や支援者の言葉を集めて見える形にする

２　今後の方向性

ペアレント・メンターやサポーター養成講座といった既存の取り組みが、時代に合わせてより効果的に実行できるよう、システムや周知方法を改めて整理していきたい。

当事者の生活に関わる施設や業種への啓発が課題としてあるため、長野県発達障がい者支援対策協議会の他の部会との連携等を模索し、具体的な啓発を検討したい。

啓発の更なる工夫を、部会員の皆さん及び長野県発達障がい情報・支援センターと一緒に考えながら、具体的な方策を実行していきたい。

３　令和７年度に取り組むべきこと

（１）発達障がいペアレント・メンターのシステム等の見直し

・各圏域の実態把握により、発達障がいペアレント・メンター事業以外の代替えの活動を行っている圏域がいくつあることが分かったため、代替えとなる活動の具体案を考え、具体的な見直しの検討を行う

（２）サポーター養成講座のテキスト等の見直し

・短縮版（45 分バージョン）のテキストの内容修正

・警察や行政、企業など具体的な周知先を絞り、周知方法など検討を行う

（３）その他

・発達障がい啓発週間の取組のアイデア出し

・一般的な啓発の検討

令和7年度 長野県発達障がい者支援対策協議会

診療体制部会 令和7年度の方向

部会長 稲葉 雄二

1 令和6年度の取組

（1）発達障がい診療地域連絡会

・各圏域において、医療・教育・福祉等の支援者を対象に、各所がその地域の実情に即した事例検討会や研修会を開催（10 圏域で延べ 14 回開催）。

・全て対面開催で、支援者間の顔の見える関係づくり、ネットワークの構築が進んだ。若手医師等の会への参加や、初めて参加される方等が増えた印象。

・R6 年度は事例検討会（Q-SACCS を用いた地域診断等）を行う圏域が多く、圏域の他の支援者や機関との連携の強化を図るとともに、支援者同士が情報を共有し合うことで、最新の知識や技術を学ぶ機会となった。

・アンケート結果では、「受診待機期間」「精神科へのトランジション」「家族の理解が得られない」等が多く、引き続き課題となっている。

（2）発達障がいかかりつけ医研修

・H27 年度～発達障がい診療のすそ野を広げるため、県と県立こども病院の共催で、かかりつけ医を対象とした研修会を開催。毎年、内科や歯科など様々な診療科の医師が参加。

・令和6年度は9月 29 日（日）にオンラインで開催し、76 名が参加した。

・発達障がい診療における基礎知識のほか、「成人の発達障がい」に焦点を当てた内容の研修構成とし、その後に、発達障がい情報・支援センターの情報提供を行った。発達障がいのある方が成人期に達し、触法の中で支援が必要になったという事例を参加者で共有。小児期からできることはどんなことだったかを振り返る機会となり、満足度の高い研修となった。

（3）発達障がい診療人材育成事業

・令和6年度は6名の専門医、1名の診療医を認定した。

・現在、66 名（うち専門医 61 名、診療医5名）の医師が認定されている。

（4）LD への対応（連携・支援部会との合同部会）

・発達障がい等に係る諸検査や受診の現在の状況を把握し、アセスメントから支援へのスムーズな実施体制を構築するため、市町村及び発達障がい診療地域連携病院あてアンケート調査を実施した。

（5）移行期支援（トランジション問題）

・第2回目の部会より精神科医に参加していただくことになった。

2 今後の方向性

（1）医師等の人材育成

・住み慣れた地域で発達障がいの診療を受けられるよう、引き続き医師の養成を行う。

・地域連絡会及びかかりつけ医研修の継続。

・研修等の周知方法、範囲を拡げる。

（2）移行期支援（トランジション問題）

・発達障がいを診療する精神科医を増やすためのアプローチ方法等について、精神科医の視点からも助言及び意見をいただく等、より専門的に協議していく。

（3）LD への対応

・調査結果を整理し、今後の方針等を検討。

3 令和7年度に取り組むべきこと 上記について、順次進める。

長野県発達障がい情報・支援センター

R6 の実績報告（最終報告） と R7年度の計画

発達障がい支援センターの役割

国立障害者リハビリテーションセンター

（1）相談支援

（2）発達支援

（3）就労支援

（4）普及啓発・研修

長野県発達障がい情報・支援センターの実績報告（R7,3月末）

1　発達障がいに関する相談対応

188件（電話、一部来所）

長野県発達障がい情報・支援センターの実績報告（R7,3月末）

2　教育研修・技術指導援助

（1）教育研修

①市町村発達障がい支援担当者連絡会

令和6年6月19日（水）

参加者：133名

対象：市町村職員（保健医療、福祉、教育行政等発達支援にかかわる職員）、
保健福祉事務所職員、障がい者総合支援センター（基幹相談支援センター等）職員、
特別支援学校教育相談担当職員

②発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会

（通算8回目）

令和6年8月25日（日）

参加者　68名　視聴者655名

対象：医療保健、教育、福祉の支援者。家族、当事者、発達障がい支援に興味のある方

③令和6年度発達障がい支援者研修会（第1回）

令和6年10月9日（水）

会場参加者85名　アーカイブ視聴者　447名

対象：教育事務所、特別支援学校、大学、高等学校、小中学校、保育園、幼稚園、教育支援センター（中間教室等）、放課後児童クラブ、児童館、フリースクール等民間施設、市町村（各担当課）、保健福祉事務所、障がい者総合支援センター（基幹相談支援センター）障がい者就業・生活支援センター、生活就労支援センター（まいさぽ）、精神科・小児科医療機関、就労支援機関、就労移行支援事業所、障がい支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等発達障がい支援に関わる支援者

④令和6年度精神障がい者就労支援研修会及び発達障がい支援者研修会

（精保センターと共催）

令和6年12月11日（水）

ライブ視聴数　197名　　オンデマンド視聴者73名

対象：職業安定所、障害者職業センター、保健福祉事務所、障がい者総合支援センター（基幹相談支援センター）、障害者就業・生活支援センター、教育事務所、大学、高等学校、特別支援学校、市町村（各担当課）、精神科医療機関、若年者就業サポートセンター、地域就労支援センター、生活就労支援センター（まいさぽ）、就労移行支援事業所等

昨年度の新たな取り組みとして（2年目の取り組みへの展望より）

「アセスメント＋支援」チームの育成

医療と教育の連携強化のひとつとして
各種アセスメントの対応可能な人材育成を核にし、発達障害の診療（医療）と
現場における支援ができる人材（教育・医療・福祉）の
連携ネットワー クの構築に向けて始動。
↓
協議会の各部会との連携　（合同部会　＝　連携部会　＋　診療連携部会　）

⑤K－ABCⅡ検査法研修会　講師：K-ABC学会

令和6年5月25日～26日

参加者数　40名

⑥WISCーⅤ検査法研修会　　講師：大六一志　先生

令和6年11月2日～3日

参加者数　33名

⑦令和6年度　ステップアップ研修

令和6年12月21日（土）

参加者数　73人

目的：発達障がい児者の支援に関わる者が、地域連携のあり方を学び、各地域で中核的存在として活動するため、また、発達障がいサポート・マネージャー業務の理解を促進するため。（本研修の修了が長野県発達障がいサポート・マネージャーの選定に係る応募要件となります。）

対象：福祉、教育、医療、保健、司法、行政、労働などの分野で、発達障がい支援に関し、概ね5年以上の経験のある者目的

長野県発達障がい情報・支援センターの実績報告（R7,3月末）

（2）技術指導援助

〇発達障がいサポート・マネージャーとの情報交換

延べ110回実施

〇研修会、会議等への講師派遣

（本田先生、新美先生、永春先生、宮内）

延べ回数　105回　　参加者等延べ人数　6557名

長野県発達障がい情報・支援センターの実績報告（R7,3月末）

（3） 普及啓発

○ R5,6月からホームページの開設

ホームページユーザー数　　4万7000ユーザー

（アクセス件数ではなく当センターホームページ利用者実件数）

○発達障がいサポーター養成講座

実施回数　　23回

3 普及啓発

R7　発達障害啓発週間

3 普及啓発

R7 発達障害啓発週間

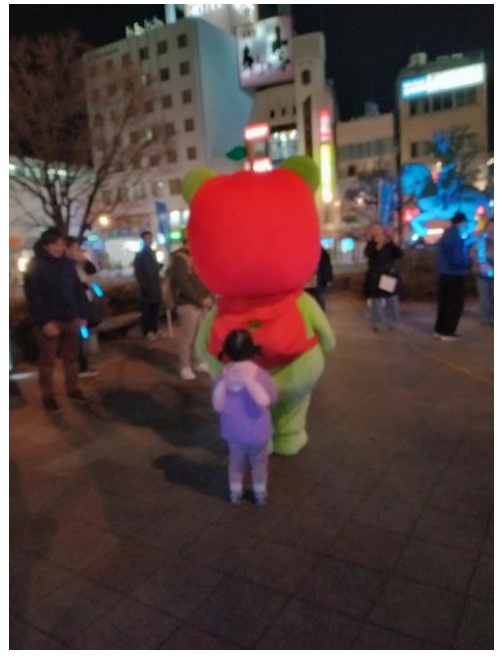

長野県発達障がい情報・支援センターとしての取り組み

- 圏域毎 発達障がい診療地域連絡会への参加
  ↓
  センター内で共有

市町村発達障がい支援担当者連絡会 を受け、各圏域でQ-SACCSのワーク

・木曽　1回目：22名　　2回目： 28名
・佐久　84名
・上小　55名
・大北　42名
・伊那（ケアパス）　35名

参加者： 医療、保健、福祉、保育、教員、関係者

センター3年目の展望

① 地域連携　市町村担当者連絡会

Q-saccsから 地域ケアパスへ
長野県発達障がい診療人材育成事業について 情報提供

令和7年6月11日（水）（参加申し込み受付中）

センター3年目の展望

②「アセスメント＋支援」チームの育成 継続

医療と教育の連携強化のひとつとして
各種アセスメントの対応可能な人材育成を核にし、発達障害の診療（医療）と
現場における支援ができる人材（教育・医療・福祉）の
連携ネットワー クの構築に向けて

R7　研修予定

５月１０日（土）、１１日（日）	K-ABCⅡ　検査法　K-ABC学会
６月２６日（木）	STRAW-Rと読み書き検査　大六先生
８月　６日（水）	Vineland　Ⅱ　検査法　黒田先生
１１月２２日（土）、２３日（日）	WISC-Ⅴ　検査法　大六先生

センター3年目の展望

③「発達障がい支援のための資源ハンドブック 改訂 第5版

④ 強度行動障害
今後の動向を見ながら検討していく

⑤就労支援の強化
成人の方の相談が多いことから、成人の方の生活支援、
就労支援について、地域の支援者と課題を共有していく。
ニューロダイバーシティ推進員の配置
東北信：奥村 和枝 さん
中南信：松田 佳大 さん

長野県附属機関条例（抄）

（令和２年長野県条例第３号）

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項及び第 202 条の３第１項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任事務）

第２条　執行機関の附属機関として、別表の第１欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第２欄に掲げるとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、１年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

（組織）

第３条　附属機関は、別表の第３欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第４欄に掲げる人数で組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は、別表の第５欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第５条　附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第１項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

２　会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

２　附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（「次の表」略）

４　附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 12 条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第７条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第８条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第９条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（中略）

（別表）（第２条、第３条、第４条関係）

１　知事の附属機関

（中略）

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 19 条の２第１項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第 19 条の２第１項に規定する者	17 人以内	３年

（後略）

長野県発達障がい者支援対策協議会運営要綱

（目　的）

第１　長野県附属機関条例（令和２年長野県条例第３号）第２条に定める長野県発達障がい者支援対策協議会（以下「協議会」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児（者）（以下「発達障がい者」という。）に対して、乳幼児期から成人期までの各年代を通して一貫した支援のあり方を協議することを目的とする。

（協議会）

第２　協議会は、次の事項について協議する。

ア　発達障がい者の支援に関する現状と課題

イ　発達障がい者の支援体制整備のあり方

ウ　その他発達障がい者の支援に資する事項

２　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（委員の再任）

第３　委員の再任を妨げない。

（部　会）

第４　協議会には、発達障がい者の支援に関する細部の専門事項について協議するために、次の部会を置く。

ア　連携・支援部会

イ　自立・就業部会

ウ　普及啓発部会

エ　診療体制部会

２　各部会長は、協議会において選出する。

３　部会員は、会長と協議の上、部会長が指名する。

４　部会は、部会長が招集する。

５　部会長は、特に必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

６　部会には、長野県発達障がい情報・支援センター副センター長、長野県発達障がいサポート・マネージャー及びニューロダイバーシティ推進員並びに医療関係者が協力部会員として参画する。

（運営委員会）

第５　協議会には、本会での業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

２　運営委員は、会長及び各部会長により構成する。

３　運営委員の互選により運営委員長を選出する。

４　運営委員会は運営委員長が招集する。

５　運営委員会には、長野県発達障がい情報・支援センター副センター長が協力委員として参画する。

（事務局）

第６　協議会の事務局は、県民文化部次世代サポート課に置く。

（補　則）

第７　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　「長野県発達障がい者支援対策協議会設置要綱」は、廃止する。

３　この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

長野県発達障がい者支援対策協議会運営要綱　新旧対照表

改正後	現行
長野県発達障がい者支援対策協議会運営要綱	長野県発達障がい者支援対策協議会運営要綱
（目　的） 第１　（略）	（目　的） 第１　（略）
（協議会） 第２　（略） ２　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。	（協議事項） 第２　（略）協議会は、次の事項について協議する。
（委員の再任） 第３　（略）	（委員の再任） 第３　（略）
（部　会） 第４　（略） ６　部会には、長野県発達障がい情報・支援センター副センター長、長野県発達障がいサポート・マネージャー及びニューロダイバーシティ推進員並びに医療関係者が協力部会員として参画する。	（部　会） 第４　（略）
（運営委員会） 第５　（略） ５　運営委員会には、長野県発達障がい情報・支援センター副センター長が協力委員として参画する。	（運営委員会） 第５　（略）
（事務局） 第６　（略）	（事務局） 第６　（略）
（補　則） 第７　（略）	（補　則） 第７　（略）
附　則　１～２（略） ３　この要綱は、令和７年４月１日から適用する。	附　則　１～２（略）